

総社市国民宿舎条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第21号

総社市国民宿舎条例施行規則の一部を改正する規則

総社市国民宿舎条例施行規則（平成17年総社市規則第132号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第2条 市長は、条例第3条の規定により指定管理者に国民宿舎の管理を行わせようとするときは、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。<u>ただし、当該国民宿舎の性質等を考慮し適正な管理を確保する必要があるときその他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第2条 市長は、条例第3条の規定により指定管理者に国民宿舎の管理を行わせようとするときは、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。